

個人情報開示請求等の手続きについて

2022年4月27日
金沢信用金庫

- 1.お客さま本人が、当金庫が保有している情報について開示請求等のご請求を行う場合には、当金庫所定の「個人情報開示依頼書兼預金口座振替依頼書」または「個人情報訂正・削除・利用停止等依頼書」をご記入し、お客さま本人のお取引店へ提出してください。
- 2.お客さま本人が、当金庫が保有している情報について開示請求等のご請求を行う場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、お答えいたします。
- 3.お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求があった場合には、調査を行ったうえで情報開示いたします。このため、情報開示には一定の日数を要する場合があります。
- 4.開示の方法については、原則、書面の交付とし、お客さま本人が当金庫へお届けしている住所まで書留郵便でお送りいたしますが、書面の交付による方法以外にメール等による電磁的記録の提供も可能です。なお、開示請求できる個人情報には、第三者提供にかかる確認記録についても含まれております。
- 5.お客さま本人からの開示のご請求について、その全部または一部を開示しない旨当金庫が判断したときは、その決定の理由について根拠とした法の条文および判断の基準となる事実を示してご説明させていただきます。
- 6.お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。
なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- 7.お客さまの代理人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、当金庫所定の「代理人届」または「委任状」、お客さま本人とのご関係を証明できる書面または代理人の身分証明書等により、代理人が真の代理人であるかを確認させていただきます。
- 8.お客さまからの個人情報の開示のご請求については、次ぎの手数料をお支払いいただきます。

開示を依頼する情報		手数料（郵送料・消費税込み）
基本項目	氏名、住所、生年月日、電話番号	（一括）
	勤務先情報（勤務先名または職業・電話番号）	1,100円
取引項目	預金残高、借入残高（科目、口座番号、残高）	（特定日毎） 1,100円
	取引明細（科目と口座番号をご指定ください。）	（1口座毎） 1,100円
その他項目	上記以外の情報	（1項目毎） 1,100円

(2022.4.27 改正)